第３号様式（第4条関係)

開発事業事前協議書

桜井市開発指導要綱第4条第2項の規定により、桜井市長　　　　　　　　　と

開発事業者　　　　　　　　は、下記のとおり協議書を締結する。

　桜井市長と開発事業者は、本書に基づき協議事項を履行するものとする。

　また、この本書に定めなき問題が生じた場合は、双方協議の上解決するものとする。

記

１　開発事業の所在地

２　開発区域の面積

３　予定建築物用途

４　協議内容　　　別紙「桜井市開発指導要綱に基づく協議決定事項」のとおり

以上のとおり協定した証として、この証書２通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有することとする。

　　年　　月　　日

桜井市大字粟殿４３２番地の１

　　　　　　　　　 桜井市

桜井市長　　　 　 印

開発事業者 　住所

氏名　　　　 　　　　　　　　 　印